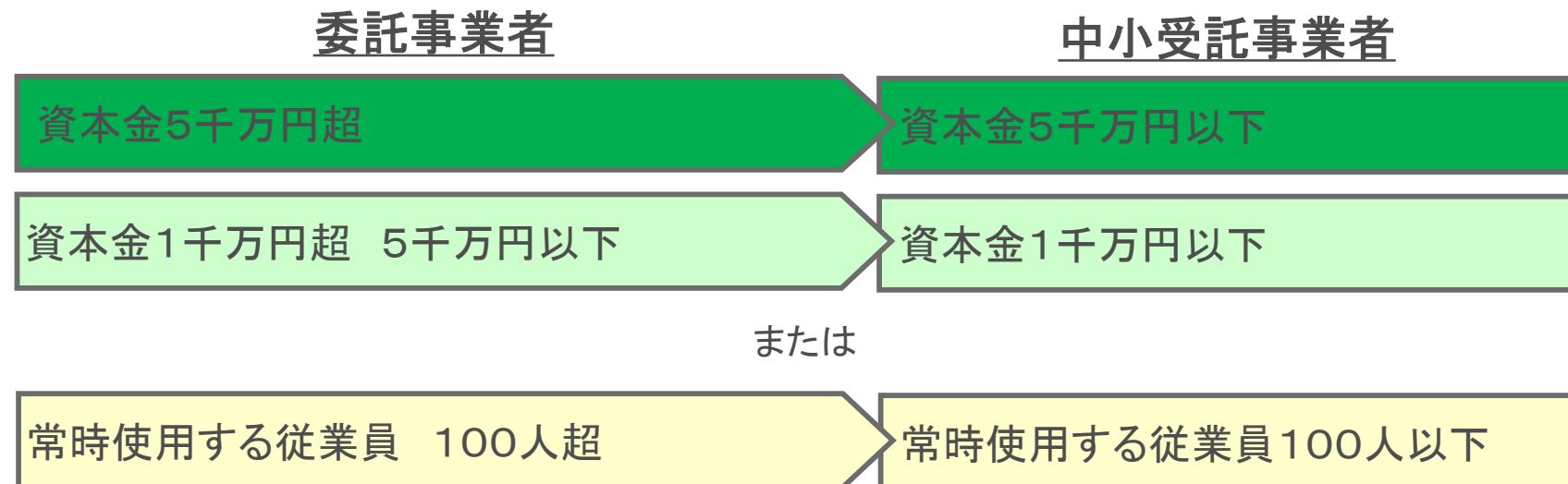


取適法の適用対象となる取引については、取引の内容及び事業者の資本金区分等により異なるが、空港グランドハンドリング業務は「役務提供委託」に類型され、委託事業者と中小受託事業者の資本金区分または、常時使用する従業員数の区分による組み合わせから、以下のとおり整理される。



以上を踏まえ、空港グランドハンドリング協会における会員企業について、資本金区分、及び従業員数に基づき対象事業者を精査したところ、取適法における委託事業者または中小受託事業者の対象となる事業者数は以下のとおりであり、ほとんどの事業者は取適法の対象となる。

空港グランドハンドリング協会 正会員企業数	委託事業者の対象となる企業数 (資本金1000万円超または従業員100人超)	中小受託事業者の対象となる企業数 (資本金5000万円以下または従業員100人以下)
99社*	93社(97.0%)	72社(72.7%)

\*: 空港グランドハンドリング協会の情報を基に、従業員数及び資本金規模が確認できた企業数